障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
第六十五条の九の八	経営情報
第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報
イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
	・法人番号
	·会計年度
	·決算月
	・会計期間
	・法人等の採用している会計基準
	・消費税の経理方式
	・サービスの種類
口 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容
	・会計の区分状況
	•会計期間
	・障害福祉サービス等事業収益
	・障害福祉サービス等事業費用
	・事業外収益
	・事業外費用
	•特別収益
	•特別費用
	・法人税、住民税及び事業税負担額
	・複数の障害福祉サービス事業の有無
	・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他)
	・医療における事業収入
	・医療における延べ在院者数
	・医療における外来患者数
	・介護サービスにおける事業収益
	・介護サービスにおける延べ利用者数
	·就労支援事業·授産事業収益
	·措置費収益
	・その他の事業における収益
ハ事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況
	· 入力単位
	・常勤・非常勤ごとの把握状況
	・職種別の常勤職員の人数
	・職種別の常勤職員の給与
	・職種別の非常勤職員の人数
	・職種別の非常勤職員の給与
ニその他必要な事項	